

令和6年9月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

① 「熊本県水とみどりの森づくり税」事業の
検討状況について

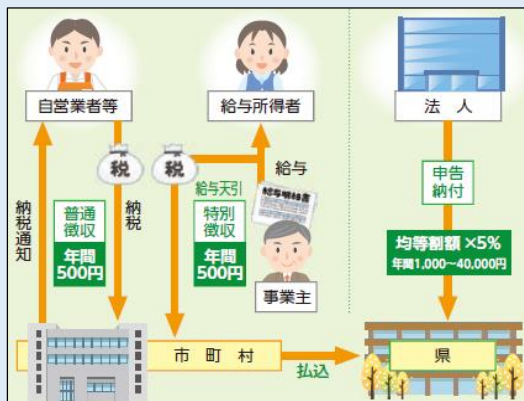
農 林 水 産 部

I 「県」及び「国」の税を活用した森林整備の取組①

水とみどりの森づくり税（県）

1. 税の概要

(1) 税の仕組み



(2) 導入

- H17年度
 ・5年を一期
 ・現在4期目（R2～R6年度）

(3) 税率等

（県民税均等割超過課税方式）

- ①個人：年額500円
 ②法人：法人県民税均等割の5%相当額

(4) 税収規模

約5億円／年

2. 用途の考え方

○根拠

熊本県水とみどりの森づくり税条例（第1条 課税の目的）

○県民が受ける恩恵を意識した事業やニーズに沿ったものとなるよう施策を展開

第4期

①「県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり」

（森林の公益的機能の維持増進）

②「県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり」（県民の意識醸成や啓発）

<参考> 税充当のメルクマール

- ①税条例の課税の目的に合った事業
- ②原則として、これまでカバーできなかった新たな施策
- ③特定の者を利することのないように留意
- ④税に対する県民のイメージを損なわない事業

森林環境譲与税（国）

1. 税の概要

(1) 税の仕組み



(2) 譲与基準

① 私有林人工林面積

<～R5年度> <R6年度～>
 100分の50 → 100分の55

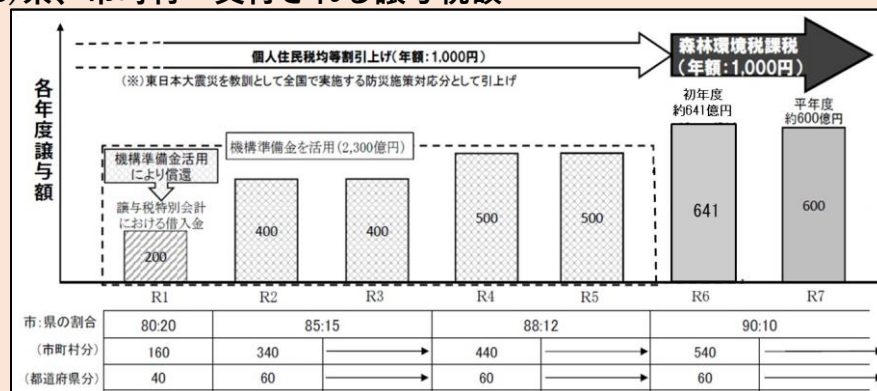
② 林業就業者数

<～R5年度> <R6年度～>
 100分の20 → 100分の20

③ 人口

<～R5年度> <R6年度～>
 100分の30 → 100分の25

(3) 県、市町村へ交付される譲与税額



2. 用途の考え方

○根拠

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（法第34条）

○市町村への譲与税の用途は、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされ、県への譲与税の用途は、市町村行政が抱える課題解決に向けた

①森林整備の推進、②林業担い手の確保・育成、③木材利用の促進等の事項に関する施策の支援に充てることとされている。

（産業支援も含めた施策の支援に充当）

I 「県」及び「国」の税を活用した森林整備の取組②

3.取組状況等

(1)これまでの税を活用した施策の推移

○これまで、「公益的機能を発揮するための森づくり」、「森林を守り育てる人材の育成」、「木と親しむ環境づくり」などの取組みを実施。

(単位:百万円)	
第1期 (H17~H21年度)	2,174
①森林の公益的機能の発揮に向けた取組み	1,826
②県民参加の森林づくりを推進するための普及啓発に向けた取組み	348
第2期 (H22~H26年度)	2,104
①森林の公益的機能の発揮に向けた取組み	1,802
②県民参加の森林づくりを推進するための普及啓発に向けた取組み	302
第3期 (H27~R1年度)	2,187
①水源かん養機能などを発揮するための森林づくり	1,645
②森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成	252
③森林や木材を活かした地域・景観づくり	290
第4期 (R2~R6年度) ※R6年度は予算額	2,752
①県民の安全を守り、次世代につなぐ森づくり	2,118
②県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり	634



(2)第4期の税の執行状況 (百万円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)
税収額	498	502	498	498	494
基金残高	91	116	116	115	93
予算	554	565	578	614	587

→ R6年度末 基金残高ゼロ

(3)税の主な用途

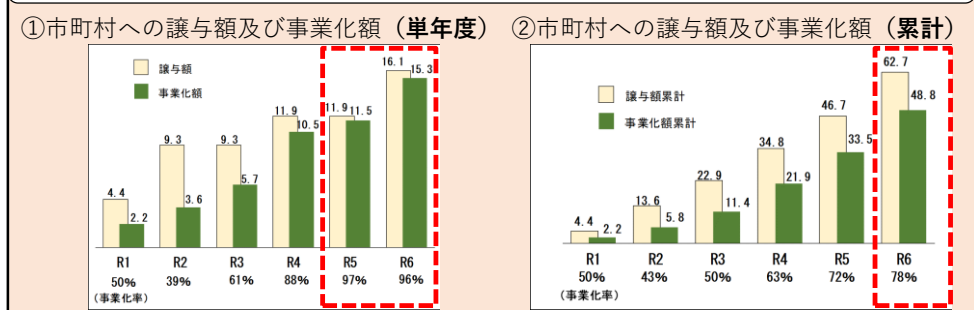
第4期 (R2~R6年度) の主な取組内容と成果を次ページに掲載

3.取組状況等

○市町村へ交付された森林環境譲与税の活用状況等

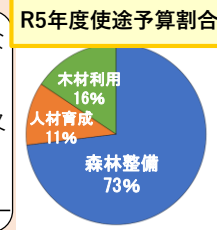
(1)税の執行状況

○活用状況は、令和6年度の譲与額16.1億円に対し、**15.3億円(96%)が予算化**。また、R1~6年度までの譲与額累計62.8億円の**約8割に当たる48.8億円が執行又は予算化**。



(2)令和5年度の税の用途

- 森林経営管理制度の推進、森林整備や林道等の補修などの「**森林整備**」が**73%**。
- 木造公共建築物の整備や森林・林業・木材産業の普及啓発など「**木材利用**」が**16%**。
- 林業担い手の確保・育成などの「**人材育成**」が**11%**。



○県へ交付された森林環境譲与税の活用状況

(1)税の執行状況 (百万円)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)
譲与額	109	164	164	162	162	178
基金残高	-	-	25	128	161	115
予算額	109	132	145	167	223	227

→ R6年度以降 基金を取崩して事業化

(2)税の主な用途

- ・森林経営管理制度の運用に係る市町村のサポート (R5年度: 15百万円)
- ・くまもと林業大学校の運営 (R5年度: 110百万円)
- ・中大規模木造建築物の設計を担う建築士の育成等 (R5年度: 11百万円) 等

I 水とみどりの森づくり税第4期（R2～R6）の取組と成果①

第4期取組事業費（見込）：2,751,606千円

※事業費はR2～R5実績額+R6予算額
※面積・人数等はR2～5の実績値+R6見込値

1 県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり（2,117,360千円）

（主な取組と成果）

① 県民の安全安心を守る森づくり

- 十分な管理が行われていない森林における、針広混交林への誘導、流木被害の抑制に向けた溪流内の危険木除去（647,563千円）

【針広混交林化（強度間伐）を1,710ha実施】

- 花粉の少ないスギ品種の苗木生産の推進（195,065千円）
【スギ採穂（種）園を4.97ha造成】



【成果】針広混交林化による森林の持つ公益的機能の維持増進、危険木の除去による下流域の安全安心の確保

② 次世代につなぐ熊本の森づくり

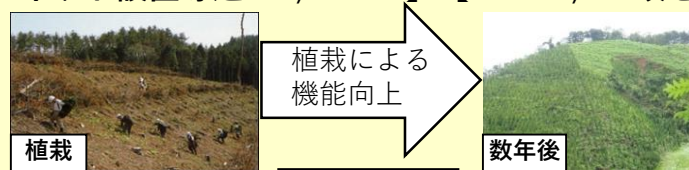
- 森林の公益的機能の維持増進に向けた再生林の推進（497,042千円）

【植栽（苗木補助を含む）を2,641ha実施】

【下刈りを4,233ha実施】

- シカによる樹木への食害・剥皮被害の防止に向けた捕獲や、防護柵の設置・補修（517,756千円）

【シカネット設置等延べ1,106km】 【シカ91,566頭を捕獲】



【成果】主伐後の再生林による森林の公益的機能の維持増進、シカ捕獲や防護柵設置等による森林の確実な再生

③ 森づくりを進めるための基盤づくり

- 地域の林業を支える自伐林家等育成のための技術研修会の開催や林業研究グループの連携強化に向けた活動の支援（35,978千円）
【技術研修会を延べ98名が受講】
- 森林吸収量のクレジット化に向けた取組支援の実施（33,971千円）
【森林由来のJ-クレジット創出に向けて17団体を支援】



自伐林家等を対象とした技術研修会

【成果】地域の森づくりを支える人材の確保、J-クレジットを通じた企業参画による更なる森林整備の推進

I 水とみどりの森づくり税第4期（R2～R6）の取組と成果②

2 県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり（634,246千円）

（主な取組と成果）

① 森に触れ、親しみ、みんなで支える意識づくり

- ・ 住民団体、森林ボランティア団体が実施する森づくり活動の支援や、森づくり活動を促すための研修会・普及啓発の実施（311,853千円）
【植栽・下刈・間伐等に延べ102団体が参加】
【森林ガイドや自然観察等に延べ3,124人が参加】
- ・ 漁業者団体が実施する森づくり活動の支援（57,966千円）
【植栽等に延べ21団体が参加】



小学生の竹ぼっくり作り



漁業者団体による植樹



自然観察会

【成果】

次世代を担う子どもたちを含め、県民全体で森林に触れ親しみ、守り育てる意識を醸成
川上と川下が連携した森づくり活動の推進

② 森の恵みを活かす意識づくり

- ・ 木材利用の意義を啓発するイベントの実施、木製遊具や積木の貸出、木育インストラクターの養成、木育活動の推進（104,415千円）
【木製遊具・積木貸出 延べ147回】
【養成講座を開催し、延べ138人の木育インストラクターを認定】
- ・ 県産木材の利用による地域の特色を活かした景観づくり活動の実施（122,257千円）
【木製ベンチや木製塀等を延べ49地区に設置】



積木の貸出



木育インストラクター養成講座



木製ベンチの設置



木製塀の設置

【成果】

森林の循環利用を支える、木材利用の意義・重要性への理解を醸成
多くの県民が木材を身近に感じる環境づくりの推進

II 森林・林業等を取りまく状況の変化と課題①

①令和2年7月豪雨災害などの自然災害の多発

(対応方向)

→緑の流域治水に資する山地災害に強い森林づくりを推進する必要

緑の流域治水



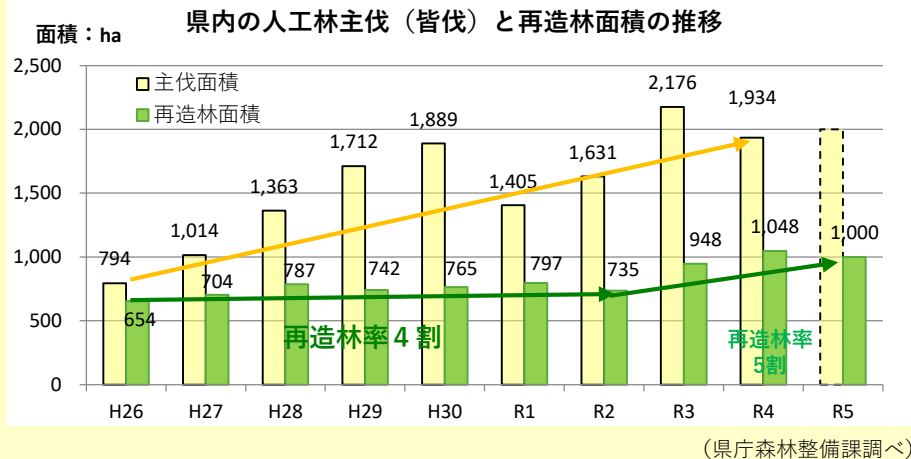
R2年7月豪雨被災状況

災害のリスクを低減させる森林づくり研修会

②森林資源の成熟・主伐面積の増加

(対応方向)

→次世代への森林の継承のため、再造林を推進する必要



③カーボンニュートラルやSDGsへの機運の高まり

(対応方向)

→県民・企業などの多様な支え手による森林づくりを推進する必要



企業による森づくり活動



④森林環境譲与税を活用した取組の進展

(対応方向)

→R元年に創設された「森林環境譲与税(※)」を活用した取組が県内で進みつつあることを踏まえ、「水とみどりの森づくり税」を活用した取組をより一層効果的に推進することができるよう検討する必要

※森林環境譲与税について、県では市町村行政が抱える課題解決に向けた支援、及び単独市町村での実施が馴染まない広域的課題に対する施策を実施

●熊本県が森林環境譲与税を活用して実施している主な取組

- ①森林経営管理制度の運用に係る市町村のサポート
- ②くまもと林業大学の運営
- ③中大規模木造建築物の設計を担う建築士の育成等



市町村の森林整備をサポート



くまもと林業大学の運営



大規模木造建築物現地検討会

II 森林・林業等を取りまく状況の変化と課題②

◇水とみどりの森づくり税を活用した取組みへの県民の意識

- ・令和6年8月9日（金）に県民を対象として森づくりシンポジウムを開催。
- ・参加者を対象に水とみどりの森づくり税に関するアンケート調査を実施。

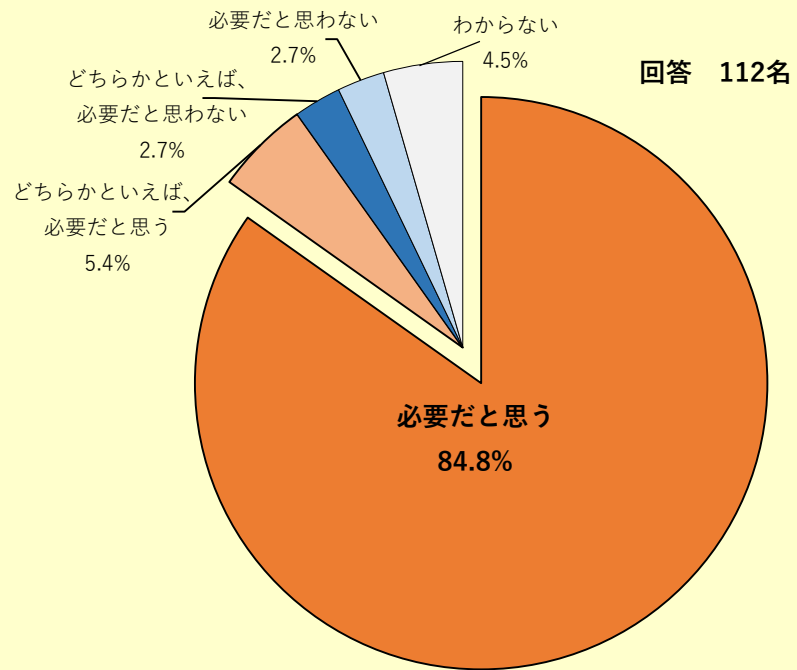


結論 1

◇85%が「森林の持つ公益的機能の維持・増進に資する取組は今後も必要だと思う」と回答。

問) 熊本県では、県民の皆様から「熊本県水とみどりの森づくり税」をご負担いただき、森林の持つ公益的機能の維持・増進に必要な森林整備や、森林環境教育、森林ボランティア活動等への支援などを行っています。

あなたはこのような取組みは、今後も必要だと思いますか。

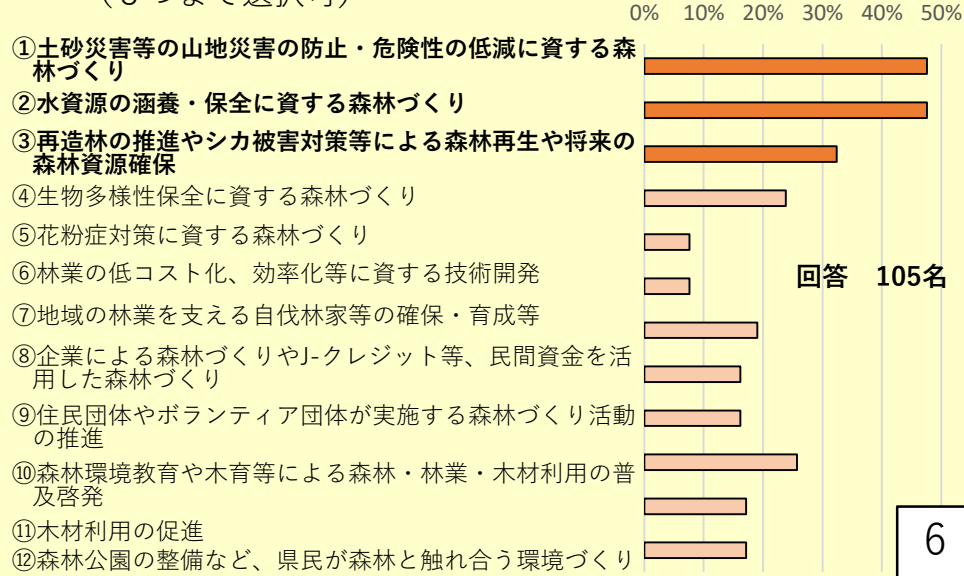


結論 2

◇「水とみどりの森づくり税」を財源として取組むことが重要と考えられているものとして、

- ①土砂災害等の防止・危険性の低減への取組み
 - ②水資源の涵養・保全への取組み
 - ③再造林やシカ被害対策等による森林再生や森林資源確保への取組み
- が上位。

問) 今後、「熊本県水とみどりの森づくり税」を財源として、取り組むことが重要だと考えるものを選んでください。（3つまで選択可）



III 第5期（R7～11）に向けた方向性（案）

- ◎ 県民の安全安心を実現するため、森林の公益的機能の果たす役割はますます重要。
- ◎ 県民の期待に応え、森林の公益的機能を持続的に発揮させていくためにも、水とみどりの森づくり税活用事業の着実な推進・継続が必要。

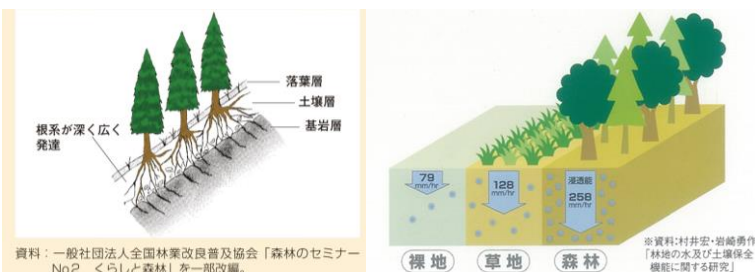
◆ 税条例の趣旨を踏まえつつ、第4期の成果や森林・林業を取り巻く状況の変化、県民のニーズにも的確に対応することを主眼に、R7年度からの第5期の方向性・施策を以下のとおり検討。

1 「県民の安全安心を守り、災害リスクを低減させる森づくり」

(想定される取組内容)

- ・ 災害リスクを低減させる森林づくりに向けた林地保全に配慮した林業の推進
- ・ 十分な管理が行われていない森林における針広混交林への誘導、流木被害の抑制に向けた溪流内の危険木除去
- ・ 山地災害の未然防止につながる森林パトロール など

森林の持つ山地災害防止機能や
水源かん養機能の発揮
出典：林野庁「森林・林業白書」



2 「次世代につなぐ多様で豊かな森づくり」

(想定される取組内容)

- ・ 伐採後の確実な再生林の推進
- ・ 植栽木に対するシカ被害の防止に向けた対策
- ・ 花粉症対策や生長に優れ下刈り回数の低減等に資する苗木生産の推進 など

エリートツリーの
生産推進



3 「みんなで森づくりに取り組む環境づくり」

(想定される取組内容)

- ・ 県民が主体となった森づくり活動の支援（ボランティアや企業・漁業者団体による森づくりの推進）
- ・ 森づくりに取り組む環境を支える森林由来のJ-クレジット創出に向けた支援の実施
- ・ 森林の有する公益的機能の維持増進を県民へ普及するための森林環境教育等
- ・ 多くの県民が利用する森林空間の整備・活用 など

J-クレジット創出
に向けた支援



令和6年9月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

- ② 盛土規制法に基づく規制区域（宅地造成等・特定盛土等）の指定（案）について

農 林 水 産 部

盛土規制法に基づく規制区域（宅地造成等・特定盛土等）の指定（案）について

1 背景・必要性

- ・ 令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生した。
- ・ 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、一部の開発行為は規制されているものの、盛土等の規制は必ずしも十分でない。

2 法律の概要（令和5年5月26日施行）

- ・ 「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含め抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する。
- ・ 都道府県等は、基礎調査を実施し、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定する。 規制区域内で行われる一定の盛土等の行為は許可、届出の対象となる。

3 県の対応

- ・ 土木部及び農林水産部の関係各課で構成する盛土PTを令和4年10月に設置し、検討を進めている。
- ・ 規制区域の指定に必要な基礎調査を令和5年2月から着手した。
- ・ 市町村の意見も踏まえながら規制区域案を作成した。（区域案に対し全市町村と協議済）

【盛土による災害防止のためのプロジェクトチーム（盛土PT）会議関係課】

- ・ 農林水産部 農林水産政策課、農地・担い手支援課、森林保全課
- ・ 土木部 監理課、都市計画課、砂防課、建築課

4 区域指定の考え方

【国の基本方針】

- 規制区域として指定が必要と認められた土地の区域は、可及的速やかに指定
- 盛土に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定

【県の指定方針（案）】

- 白地による不法な盛土を防止するため、盛土規制法に伴う造成宅地防災区域を除いた県内全ての地域を「宅地造成等工事規制区域」若しくは「特定盛土等規制区域」に指定



区域指定のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
⇒ 一定規模以上の人が活動を行う土地の区域

特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等
⇒ 上記以外の全ての区域

※熊本市や他県も同様の考え方で規制区域の指定を予定

5 今後のスケジュール（案）

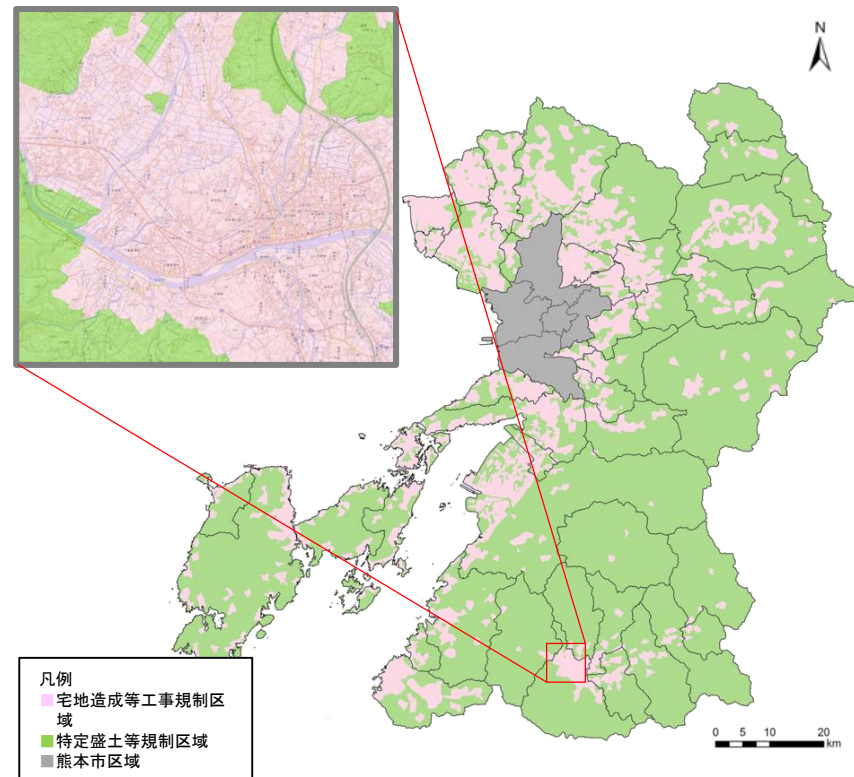
- ・ 令和6年10月頃からパブリックコメントを実施し、令和7年4月1日から運用を開始する予定である。

令和6年度									令和7年度		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
経過措置期間 2年間 ※旧宅造法による指定区域（荒尾市）の規制適用期間									経過措置期間終了		
議会			議会			議会			令和7年4月1日 運用開始予定		
パブコメ			市町村意見聴取 (法定手続き)			指定告示					
区域案 市町村協議			周知期間								

規制区域の指定（案）

※熊本市、隣県との境界は調整済

（参考）拡大図



凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 熊本市区域